漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第５８条において読み替えて準用する同法第４２条第１項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、愛知県漁業調整規則（令和２年県規則第７１号）第４条第１項第６号に規定するさし網漁業のうち共同漁業権漁場区域において船舶を使用してきす流網によりきすをとることを目的とする漁業及び三枚網により行う漁業（規則第１５条第２項の規定に基づく短期許可の漁業に限る。）につき、規則第１１条第１項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

１　許可又は起業の認可をすべき漁業種類、その他の制限措置

（１）漁業種類は三枚網漁業及びきす流網漁業とする。

（２）許可をすべき船舶の数は許可の要望があった範囲内、船舶の総トン数は０．５トン以上５トン未満であって許可証に記載された総トン数とする。

（３）推進機関の馬力数の制限は定めず許可証に記載された馬力数とする。

（４）操業区域は第１種共同漁業権漁場区域とする。

（５）漁業時期は１年未満とする。

（６）漁業を営む者の資格は次のいずれにも該当する者とする。

ア　県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶（漁船法第２条第１項第１号に規定する船舶）を使用する権利を有する者。

イ　操業区域となる第１種共同漁業権の行使資格を有する者。

ウ　操業区域となる第１種共同漁業権者の承諾を予め受けた者。

２　許可又は起業の認可を申請すべき期間

　　令和４年９月２０日（火）午前８時４５分から令和４年９月２２日（木）午後５時３０分まで

３　備考

（１）この許可の有効期間は、令和４年１０月１日から令和５年９月２９日までとする。

（２）この公示に係る許可又は起業認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア　次の区域で操業してはならない。

（ア）　のり等養殖施設の周囲５０メートル以内の海域。

（イ）　小型定置網漁業の網の周囲１００メートル以内の海域。

イ　使用する漁具は、次の表の左欄の漁業種類について、それぞれ同表の右欄の漁具の範囲でなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 漁業種類 | 漁具の範囲 |
| 三枚網漁業 | 網の長さは４００メートル以下。 |
| きす流網漁業 | 網目は３.０３センチメートル（１１節）以上。ただし、伊勢湾のうち知多郡美浜町野間埼灯台と三重県津市贄崎灯台を結ぶ直線以北の海域並びに三河湾のうち田原市立馬埼灯台と知多郡南知多町大字日間賀島尾張大磯灯標を結ぶ直線以東及び同尾張大磯灯標と同町大字大井鳶ケ埼灯標を結ぶ直線以北の海域で操業する場合にあっては、２.５３センチメートル（１３節）以上。 |

（３）この申請に添付すべき書類

ア　操業区域となる漁業権者の承諾を予め受けたことを証する書類。

イ　規則第１０条に係る誓約書（許可事務の手引き・様式２）

　　ウ　住民票（申請日より３ヶ月以内の原本、又は写しの場合は原本証明したもの。　　　または、会社組織の場合は住民票の代わりに法人登記簿謄本。）

### 参考様式

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 年 |  | 月 |  | 日 |

承諾書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 漁業協同組合 |  |
| 代表理事組合長 |  |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(複数組合の共有漁場の場合は連名とすること)

年　　月　　日から　　　年　　月　　日までの期間、別表に記載する　　　漁業協同組合に所属する組合員が、第１種共同漁業権漁場第　　　号区域において、　　　　漁業の許可又は起業の認可を受けて　　　　　漁業を操業することに承諾します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 | 住　所 | 船　名 | 登録番号 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |